

介護保険施設の居住費・食費の軽減制度があります

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・ショートステイの各サービスを利用する人のうち、次の人については居住費と食費について負担の上限額（負担限度額）が設けられ、負担が軽減されます。

令和3年8月から第3段階が細分化され、負担限度額が変わります。

利用者負担段階		居住費等（日額）				食費（日額）	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室（※）	多床室	施設入所	ショートステイ
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税者で、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	390円 ↓ 600円 ※8月から
第3段階 ※7月まで	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	650円
第3段階① ※8月から	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階② ※8月から	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

■特別養護老人ホームとショートステイを利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額です。

■上の表に当てはまっても、以下のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

- (1) 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- (2) 住民税非課税世帯でも預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合

※(2)については、令和3年8月から基準が利用者負担段階別になります。

- ・第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

利用者負担の軽減制度があります
社会福祉法人等が行う介護サービスを利用した場合、所得により利用者負担が軽減される制度があります。

居住費・食費の負担限度額の適用や利用者負担の軽減を受けるにはどうすればいいの？

居住費と食費の負担限度額の適用や利用者負担額の軽減を受けるには、事前に申請する必要があります。サービスを利用する前に、「介護保険負担限度額認定申請書」「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」に必要事項を記入して申請してください。認定された人には「介護保険負担限度額認定証」「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を交付しますので、施設、事業所へ提示してからサービスを利用するようにお願いします。

【申請に必要な提出書類】本人及び配偶者の預貯金通帳・有価証券・借用証書などの写し

問い合わせ先 健康福祉課 介護保険係（内線354・364）

児童手当 6月は「現況届」の提出月です

児童手当を受けている人は、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。

「現況届」は6月1日における養育状況により、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、受給資格があっても6月分以降の手当が受けられなくなります。

◆受給対象者には6月上旬に届出用紙を送付しますので、必ず提出してください。

◆電子申請が便利です！

政府が運営するマイナポータル「ぴったりサービス」を利用して、自宅のパソコンやスマートフォンから児童手当の現況届が電子申請できます。

マイナポータルのURL <https://myna.go.jp/>

※サービスの利用には受給者の個人番号カードが必要です。

※児童と別居している場合など、別途提出書類が必要な人は電子申請はできません。

◆支給月額（児童一人当たり）

区分	児童手当	特例給付 所得制限限度 額以上の人	
0歳～3歳未満	15,000円	5,000円	
3歳～ 小学校修了前	第1子・第2子		10,000円
	第3子以降		15,000円
中学生	10,000円		

問い合わせ先 住民生活課（内線374）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を新たに支給します。

支給対象者	申請状況
①令和3年4月分の児童扶養手当受給者の人	申請不要（振込済）
②公的年金等を受給していて、児童扶養手当の支給を受けていない人 ※収入が児童扶養手当の対象となる水準であること	申請が必要
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人	申請が必要

◇支給額 児童一人当たり 一律5万円

◇申請受付期間

6月1日（火）～令和4年2月28日（月）

◇申請窓口 住民生活課

◇問い合わせ先

福崎町役場 住民生活課（内線374）

中播磨健康福祉事務所 079-281-3001（代表）

厚生労働省 コールセンター 0120-400-903

（平日9:00～18:00）

*低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）については詳細が決まり次第、広報等でお知らせします。

国民年金には納付の免除制度があります

令和3年度分保険料の免除申請受付が7月から始まります。過去の保険料についても申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができますが、申請が遅れると万一の際に障害基礎年金などを受け取ることができない場合がありますので、すみやかに申請してください。

※失業を理由として申請する人は、「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」の写しが必要です。

免除の種類	対象となる場合
全額免除 一部免除	本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合
納付猶予	50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合
学生納付特例	学生で本人の前年所得が一定額以下の場合

◆新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の損失や売上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、保険料の免除申請が可能です。（学生の場合も対象）

免除の対象	令和2年2月分以降の保険料
申請方法	「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」と「所得の申立書」を提出 ※令和3年度分の申請は7月以降に受付します。

※申請書類は役場に備えています。（日本年金機構のホームページからもダウンロードできます）

申請・問い合わせ先 住民生活課（内線371）／姫路年金事務所 ☎079-224-6382

松岡五兄弟

松岡映丘

第58話



福崎の身近にある歴史を掘り起こそう 東京美術学校での学び

神戸大学大学院人文学研究科 特命助教 井上 舞

た。輝夫が入学したときには、一応の決着はついていていたものの、まだ学内には慌ただしい雰囲気か漂っていたのではないでしょう。

ちなみに、当時輝夫が師事していた山名貫義は、この騒動の後、明治31年に美術学校の教授に任ぜられています。

もともと、在籍中は、山名貫義に限らず、寺崎広業、荒木寛畝、川端玉章など、さまざまな流派、画風を持つ教官たちから教えを受けています。

特に、寺崎広業は受持教授として、2年次から卒業まで指導を受けました。寺崎は、特定の流派に固執せず、和漢の古名画を広く研究すること、また、写生を重視することを勧めていたといえます。

兄である井上通泰や柳田國男が、学生時代から文芸活動を認められ、新聞等にもよく取り上げられていたのに対し、輝夫はそうした目立った活動はしていなかったようです。

とはいえ、学生時代は首席をとす、非常に優秀な学生だったようです。

輝夫の在学中、先の騒動で退職していた、元美術学校助教授・小堀鞆音を中心に、「歴史風俗画会」という研究会が設立されました。輝夫は、美校在学生代表として同会の創設委員に名を連ねています。

当時の日本画の画題は、歴史上の出来事の一場面などを描く、歴史画が中心でした。

これを描くためには、その当時の歴史風俗―例えば、衣服や武器、装飾品、家具調度など―についての知識が必要不可欠でした。このため、画家たちは有志が集まって研究会を開き、歴史風俗について研究し、ときには博物館や社を訪れて現物を見たり、写生したりして、知識を蓄え、作品に反映させていったのです。

このころ、すでに父・操は亡くなっていました。輝夫自身も、兄弟たちと比べて、自分とはさほど父から学問を教わっていない、と語っています。

とはいえ、古文や漢籍を読む能力は十分に備えていたはず。こうした能力は、歴史風俗を学ぶのに大いに役立つたのではないのでしょうか。

「歴史風俗画会」は、実のところ数回しか開催されませんでした。しかし輝夫は、日本画を守り、発展させていくにあたって、こうした研究会の重要性を十分に理解していたのでしよう。後に、美術学校の助教授となつてからは、毎月自宅で「歴史風俗画研究会」を開催し、有志とともに研究に取り組んでいます。

このように、学生時代の輝夫は、さまざまな流派の絵を学ぶかたわら、歴史風俗の研究にも取り組み、画家としての素養を積んでいきました。

それらの集大成となる卒業制作として輝夫が描いたのが、「浦の島子」です。日本でよく知られた「浦島太郎」の物語の一場面ですが、輝夫は人物の衣装や背景を中国風に描いており、日本だけでなく、中国の資料についてもよく学んでいたことがうかがえます。

なお、兄・通泰から「映丘」という雅号をつけてもらったのも、美術学校在学時のことでした。



「浦の島子」
(柳田國男・松岡家記念館蔵)

明治32年(1899)、私立都立文館中学校を卒業した輝夫は、画家への道を歩むべく、東京美術学校(現在の東京芸術大学美術学部)日本画科予備課程に入学。翌年、本科へと進みます。同校は、明治20年に創立された、美術教員や美術家を養成するための官立校で、年限は5年。絵画のほか、彫刻や美術工芸などの専修に分かれていました。

輝夫が入学する少し前、同校では、後に「美術学校騒動」と呼ばれる騒動が起こっていました。校長・岡倉天心の辞職に抗議して、ほぼ全ての教官が辞表を提出。その後、説得により一部の教官は留任しましたが、輝夫の最初の師であった橋本雅邦をはじめ、多くの教官たちが職を去りました。

この騒動は、美術学校に大きな影響を与え、多くの教官が職を去りました。輝夫は、この騒動の後、美術学校に入学することになりました。



農地の適正な管理
をお願いします！

近年、農業者の高齢化の進行などにより遊休農地が増加傾向にあります。農地が遊休化すると雑草・雑木が生い茂り、病害虫や火災の発生原因となる恐れがあります。

また、有害鳥獣の隠れ処や、廃棄物等の不法投棄の場所となることも考えられ、周辺農地や近隣住民に大変迷惑を及ぼします。



農地の所有者及び耕作者には農地を適正に管理する責務があります。これからの季節は、雑草等の成長が早くなり、病害虫や鳥獣被害も発生しやすくなりますので、早めに草刈り等の管理を行い、近隣の迷惑にならないようにしましょう。



農業委員会は荒廃農地の解消に努めています。

農業委員会では毎年8月に農地パトロールを行っています。農地パトロールで判明した荒廃農地については、土地所有者等に営農の指導や、利用意向調査を行い、農業上の利用の増進を図ります。

農業委員会事務局

(農林振興課内)

内線314・315

福崎町農林業後継者育成支援事業について

福崎町では、野生動物から農作物を守るため、また、有害鳥獣駆除の新たな担い手の確保・育成に向けて、新たに狩猟免許を取得した人に、その取得費用の一部を助成しています。

町内に住所を有し、新たに狩猟免許を取得した人で、福崎町猟友会に所属、または協力し、有害鳥獣駆除活動に従事できる人が対象です。

問い合わせ先 農林振興課 (内線310・315)

狩猟免許試験のご案内

■免許の種類

- ・網猟(主に鳥類) ・わな猟(獣類のみ)
- ・第一種銃猟(装薬銃、空気銃)
- ・第二種銃猟(空気銃)

■申し込み期間

7月19日(月)～8月11日(水)

■試験の日程と会場

9月6日(月) 姫路市 9月11日(土) 三田市
9月19日(日) 姫路市 9月23日(木・祝) 神戸市

問い合わせ先

中播磨県民センター森林課 ☎079-281-9289
農政環境部鳥獣対策課 ☎078-362-3463

■初心者狩猟講習会について

狩猟免許試験を受験される方を対象に、知識・技能に関する初心者講習会を開催します。

問い合わせ先

一般社団法人兵庫県猟友会 ☎078-361-8127

福崎町食育通信

～福崎東中学校の取り組み～

家庭科室の一角に食育コーナーを作り、行事食や旬の食材について、掲示物や実物展示をしました。

また、令和3年3月に卒業した生徒は、改めて福崎町特産もち麦の資料をもとに「もち麦」について学習しました。もち麦の歴史、生産工程、栄養素等の認識を新たにするとともに、もち麦を用いた簡単なレシピ集もいただきました。

卒業後はもち麦給食が食べられなくなることは残念ですが、食への理解と給食への感謝が深まった学習となりました。

